



発行 新潟県

第 10 号

平成26年2月7日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 118 口頭により開示請求をすることができる保有個人情報に関する告示の一部改正（法務文書課）
- 119 土地改良区役員の退任届（農地計画課）
- 120 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 121 県営土地改良事業変更計画の縦覧（農地計画課）
- 122 公共測量の実施通知（監理課）
- 123 道路の区域変更（道路管理課）
- 124 道路の区域変更（道路管理課）
- 125 道路の供用開始（道路管理課）
- 126 道路の区域変更（道路管理課）
- 127 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）
- 128 土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）

公 告

- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業振興課）
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業振興課）
- 特定施設の届出に対する関係市町村の長等の意見（商業振興課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局総務課）
- 一般競争入札の実施（病院局業務課）

正 誤

- 平成25年10月11日付け県報第80号告示第1184号中（高齢福祉保健課）
- 平成25年10月11日付け県報第80号告示第1185号中（高齢福祉保健課）

告 示

◎新潟県告示第118号

新潟県個人情報保護条例（平成17年新潟県条例第2号）第25条第1項の規定により、口頭により開示請求をすることができる保有個人情報を定める告示（平成21年10月新潟県告示第1284号）の一部を次のとおり改正し、平成26年2月12日以後に実施する試験等から適用する。

平成26年2月7日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

別表中「福祉行政、総合土木、建築、環境、機械、電気及び事務」を「福祉行政、総合土木、建築、環境、機械、電気、林業及び事務」に改める。

◎新潟県告示第119号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、長岡市の三島郡北部土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成26年2月7日

新潟県長岡地域振興局長

1 退任

監事 長岡市寺泊田頭642番地 関根 豊和
退任年月日 平成26年1月22日

◎新潟県告示第120号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、中魚沼郡津南町の津南郷土地改良区の定款の変更を平成26年1月30日認可した。

平成26年2月7日
新潟県十日町地域振興局長

◎新潟県告示第121号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、南魚沼市の一部を受益地域とする県営菟神北部地区区画整理(経営体育成基盤整備「一般型」)事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年2月7日
新潟県南魚沼地域振興局長

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成26年2月10日から平成26年3月10日まで

3 縦覧に供する場所

南魚沼市役所

4 その他

- (1) この土地改良事業計画について不服があるときは縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に審査請求をすることができる。
- (2) この土地改良事業計画について不服があったとしても、土地改良事業計画についての取消しの訴えを提起することはできない。取消しの訴えを提起することができるのは、土地改良事業計画についての審査請求に対する決定に対してのみである。

◎新潟県告示第122号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県知事(新発田地域振興局長)から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成26年2月7日
新潟県知事 泉田 裕彦

1 作業種類 公共測量(1級基準点測量)

2 作業期間 平成26年2月1日から平成26年3月30日まで

3 作業地域 新発田市八幡地区、浦地区、松岡地区

◎新潟県告示第123号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年2月7日
新潟県知事 泉田 裕彦

1 道路の種類 県道

2 路線名 新潟安田線

3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
阿賀野市窪川原字古川63番1から	新	13.0~17.4メートル	202.1メートル

同市京ヶ島字居前1334番1まで	旧	13.0～38.0メートル	216.8メートル
------------------	---	---------------	-----------

◎新潟県告示第124号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年2月7日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 川谷十町歩線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
上越市吉川区上名木字丸滝3458番2から	新	6.0～61.0メートル	630.0メートル
同市吉川区山直海字丸滝1969番1まで	旧	6.0～61.0メートル	627.1メートル

◎新潟県告示第125号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年2月7日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 川谷十町歩線
- 2 供用開始の区間
上越市吉川区上名木字丸滝3458番2から同市吉川区山直海字丸滝1969番1まで
- 3 供用開始の期日 平成26年2月7日

◎新潟県告示第126号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年2月7日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 佐渡一周線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
佐渡市両津大川字才ノ神886番2から	新	15.8～30.4メートル	20.5メートル
同市両津大川字才ノ神889番6まで	旧	15.8～30.4メートル	20.5メートル

◎新潟県告示第127号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規

定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成26年2月7日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 新潟地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
天満地区	東蒲原郡阿賀町天満	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
天満(2)地区	東蒲原郡阿賀町天満	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
三郷沢地区	東蒲原郡阿賀町天満	次の図のとおり	土石流
花立地区	東蒲原郡阿賀町花立	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
花立(2)地区	東蒲原郡阿賀町花立	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
花立-1地区	東蒲原郡阿賀町花立	次の図のとおり	土石流
平石沢地区	東蒲原郡阿賀町花立	次の図のとおり	土石流
花立地区	東蒲原郡阿賀町花立	次の図のとおり	地すべり
野村-1地区	東蒲原郡阿賀町野村	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
野村-3地区	東蒲原郡阿賀町野村	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
野村-4地区	東蒲原郡阿賀町野村	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
八ツ田地区	東蒲原郡阿賀町八ツ田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
八ツ田沢地区	東蒲原郡阿賀町八ツ田	次の図のとおり	土石流
八ツ田地区	東蒲原郡阿賀町八ツ田	次の図のとおり	地すべり
広瀬-1地区	東蒲原郡阿賀町神谷甲	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
広瀬-2地区	東蒲原郡阿賀町神谷甲	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
広瀬沢地区	東蒲原郡阿賀町神谷甲	次の図のとおり	土石流
北広瀬沢地区	東蒲原郡阿賀町神谷甲	次の図のとおり	土石流
広瀬地区	東蒲原郡阿賀町神谷甲	次の図のとおり	地すべり
福取地区	東蒲原郡阿賀町福取	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
福取地区	東蒲原郡阿賀町福取	次の図のとおり	地すべり

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所に備え置

いて縦覧に供する。)

2 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
吉浦(1)地区	上越市大字吉浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
吉浦(2)地区	上越市大字吉浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
春日山地区	上越市春日山町1丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中門前(1)地区	上越市中門前1丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中門前(2)地区	上越市中門前2丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中門前(3)地区	上越市大字中門前	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
国府(4)地区	上越市国府2丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
国府(5)地区	上越市国府2丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
谷愛宕(1)地区	上越市大字大豆、大字中屋敷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
春日(1)地区	上越市大字春日、中門前1丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
国府大豆地区	上越市国府3丁目、大豆2丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所にて縦覧に供する。)

3 三条地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
谷地区	南蒲原郡田上町大字田上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
水ノ入地区	南蒲原郡田上町大字田上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
川ノ下(3)地区	南蒲原郡田上町大字田上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
川ノ下(1)地区	南蒲原郡田上町大字田上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
川ノ下(2)地区	南蒲原郡田上町大字田上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
川ノ下(4)地区	南蒲原郡田上町大字田上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
谷(2)地区	南蒲原郡田上町大字田上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
谷(3)地区	南蒲原郡田上町大字田上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

五明寺地区	南蒲原郡田上町大字田上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
古滝谷(1)地区	南蒲原郡田上町大字田上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
古滝谷(2)地区	南蒲原郡田上町大字田上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
古滝谷(3)地区	南蒲原郡田上町大字田上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
古滝谷(5)地区	南蒲原郡田上町大字田上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山田(1)地区	南蒲原郡田上町大字田上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
城府ヶ入(1)地区	南蒲原郡田上町大字田上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
城府ヶ入(2)地区	南蒲原郡田上町大字田上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上野(1)地区	南蒲原郡田上町大字田上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上野(2)地区	南蒲原郡田上町大字田上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山田(2)地区	南蒲原郡田上町大字田上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
水ノ入(2)地区	南蒲原郡田上町大字田上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上野(3)地区	南蒲原郡田上町大字田上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
本田上地区	南蒲原郡田上町大字田上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
川ノ下(5)地区	南蒲原郡田上町大字田上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
三十刈地区	南蒲原郡田上町大字田上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
平林地区	南蒲原郡田上町大字田上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大原地区	南蒲原郡田上町大字田上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中店地区	南蒲原郡田上町大字田上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山崎(1)地区	南蒲原郡田上町大字田上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
谷川地区	南蒲原郡田上町大字田上	次の図のとおり	土石流
谷川二の谷地区	南蒲原郡田上町大字田上	次の図のとおり	土石流
勘四郎沢地区	南蒲原郡田上町大字田上	次の図のとおり	土石流
水上沢川地区	南蒲原郡田上町大字田上	次の図のとおり	土石流

清吉沢地区	南蒲原郡田上町大字田上	次の図のとおり	土石流
東竜寺沢－1地区	南蒲原郡田上町大字田上	次の図のとおり	土石流
東竜寺沢－2地区	南蒲原郡田上町大字田上	次の図のとおり	土石流
檜山沢－1地区	南蒲原郡田上町大字田上	次の図のとおり	土石流
檜山沢－2地区	南蒲原郡田上町大字田上	次の図のとおり	土石流
山田一の沢地区	南蒲原郡田上町大字田上	次の図のとおり	土石流
諏訪入沢－1地区	南蒲原郡田上町大字田上	次の図のとおり	土石流
諏訪入沢－2地区	南蒲原郡田上町大字田上	次の図のとおり	土石流
川の下沢地区	南蒲原郡田上町大字田上	次の図のとおり	土石流
小屋沢地区	南蒲原郡田上町大字田上	次の図のとおり	土石流
一の沢地区	南蒲原郡田上町大字田上	次の図のとおり	土石流
川上の下沢地区	南蒲原郡田上町大字田上	次の図のとおり	土石流
二の沢地区	南蒲原郡田上町大字田上	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県三条地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第128号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成26年2月7日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 新潟地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
天満(2)地区	東蒲原郡阿賀町天満	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
花立地区	東蒲原郡阿賀町花立	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
平石沢地区	東蒲原郡阿賀町花立	次の図のとおり	土石流
八ツ田地区	東蒲原郡阿賀町八ツ田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
八ツ田沢地区	東蒲原郡阿賀町八ツ田	次の図のとおり	土石流

広瀬-1地区	東蒲原郡阿賀町神谷甲	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
広瀬沢地区	東蒲原郡阿賀町神谷甲	次の図のとおり	土石流
福取地区	東蒲原郡阿賀町福取	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所に備え置いて縦覧に供する。)

2 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
吉浦(1)地区	上越市大字吉浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
春日山地区	上越市春日山町1丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中門前(1)地区	上越市中門前1丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中門前(2)地区	上越市中門前2丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中門前(3)地区	上越市大字中門前	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
国府(4)地区	上越市国府2丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
国府(5)地区	上越市国府2丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
谷愛宕(1)地区	上越市大字大豆、大字中屋敷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
春日(1)地区	上越市大字春日、中門前1丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
国府大豆地区	上越市国府3丁目、大豆2丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所に備え置いて縦覧に供する。)

3 三条地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
谷地区	南蒲原郡田上町大字田上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
水ノ入地区	南蒲原郡田上町大字田上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
川ノ下(3)地区	南蒲原郡田上町大字田上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
川ノ下(1)地区	南蒲原郡田上町大字田上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

川ノ下(2)地区	南蒲原郡田上町大字田上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
川ノ下(4)地区	南蒲原郡田上町大字田上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
谷(2)地区	南蒲原郡田上町大字田上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
谷(3)地区	南蒲原郡田上町大字田上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
五明寺地区	南蒲原郡田上町大字田上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
古滝谷(1)地区	南蒲原郡田上町大字田上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
古滝谷(2)地区	南蒲原郡田上町大字田上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
古滝谷(3)地区	南蒲原郡田上町大字田上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
古滝谷(5)地区	南蒲原郡田上町大字田上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山田(1)地区	南蒲原郡田上町大字田上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
城府ヶ入(1)地区	南蒲原郡田上町大字田上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
城府ヶ入(2)地区	南蒲原郡田上町大字田上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上野(1)地区	南蒲原郡田上町大字田上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上野(2)地区	南蒲原郡田上町大字田上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山田(2)地区	南蒲原郡田上町大字田上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
水ノ入(2)地区	南蒲原郡田上町大字田上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上野(3)地区	南蒲原郡田上町大字田上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
本田上地区	南蒲原郡田上町大字田上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
川ノ下(5)地区	南蒲原郡田上町大字田上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
三十刈地区	南蒲原郡田上町大字田上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
平林地区	南蒲原郡田上町大字田上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中店地区	南蒲原郡田上町大字田上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山崎(1)地区	南蒲原郡田上町大字田上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
水上沢川地区	南蒲原郡田上町大字田上	次の図のとおり	土石流

東竜寺沢－1地区	南蒲原郡田上町大字田上	次の図のとおり	土石流
東竜寺沢－2地区	南蒲原郡田上町大字田上	次の図のとおり	土石流
檜山沢－1地区	南蒲原郡田上町大字田上	次の図のとおり	土石流
山田一の沢地区	南蒲原郡田上町大字田上	次の図のとおり	土石流
諏訪入沢－1地区	南蒲原郡田上町大字田上	次の図のとおり	土石流
諏訪入沢－2地区	南蒲原郡田上町大字田上	次の図のとおり	土石流
川の下沢地区	南蒲原郡田上町大字田上	次の図のとおり	土石流
小屋沢地区	南蒲原郡田上町大字田上	次の図のとおり	土石流
一の沢地区	南蒲原郡田上町大字田上	次の図のとおり	土石流
川上の下沢地区	南蒲原郡田上町大字田上	次の図のとおり	土石流
二の沢地区	南蒲原郡田上町大字田上	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県三条地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成26年2月7日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
 名 称 長岡マーケットモール
 所在地 長岡市古正寺町字中割203外
 設置者 福田アセット&サービス株式会社
- 2 届出の概要及び公告日
 概 要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更(大規模小売店舗の名称及びその他の変更)に関する届出
 公告日 平成25年9月27日
- 3 意見の概要
 (1) 長岡市からの意見の概要
 意見なし
 (2) 居住者等の意見の概要
 意見書の提出はなかった。
- 4 縦覧場所
 新潟県産業労働観光部商業振興課
- 5 縦覧期間
 平成26年2月7日から平成26年3月7日まで

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成26年2月7日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名称 長岡古正寺ショッピングセンター
所在地 長岡市古正寺町320番地外
設置者 株式会社アルペンほか1者
- 2 届出の概要及び公告日
概要 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による変更（荷さばき施設の位置及び面積の変更、廃棄物等保管施設の位置の変更）に関する届出
公告日 平成25年9月27日
- 3 意見の概要
 - (1) 長岡市からの意見の概要
意見なし
 - (2) 居住者等の意見の概要
意見書の提出はなかった。
- 4 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業振興課
- 5 縦覧期間
平成26年2月7日から平成26年3月7日まで

特定施設の届出に対する関係市町村の長等の意見について（公告）

新潟県にぎわいのあるまちづくりの推進に関する条例（平成19年新潟県条例第86条。以下「条例」という。）第13条第1項及び第2項の規定による関係市町村の長等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成26年2月7日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 特定施設の名称、新設にかかる土地の所在地及び設置者
名称 長岡マーケットモール
所在地 長岡市古正寺町字中割203外110筆
設置者 福田アセット&サービス株式会社ほか8者
- 2 届出の概要及び公告日
概要 条例第8条第1項の規定による新設の届出
公告日 平成25年10月25日
- 3 意見の概要
 - (1) 長岡市長の意見の概要
意見なし
 - (2) 新潟市長の意見の概要
意見なし
 - (3) 三条市長の意見の概要
意見なし
 - (4) 柏崎市長の意見の概要
意見なし
 - (5) 小千谷市長の意見の概要
意見なし
 - (6) 十日町市長の意見の概要
意見なし
 - (7) 見附市長の意見の概要
意見なし

- (8) 燕市長の意見の概要
意見なし
- (9) 魚沼市長の意見の概要
意見なし
- (10) 弥彦村長の意見の概要
意見なし
- (11) 出雲崎町長の意見の概要
意見なし
- (12) 刈羽村長の意見の概要
意見なし
- (13) 関係市町村の住民等の意見の概要
意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業振興課

(なお、長岡市商工部商業振興課、新潟市経済・国際部商業振興課、三条市経済部商工課、柏崎市産業振興部商業労政課、小千谷市商工観光課、十日町市産業観光部産業政策課、見附市産業振興課、燕市商工観光部商工振興課、魚沼市商工観光課、弥彦村産業振興課、出雲崎町産業観光課及び刈羽村産業政策課でも閲覧可能)

5 縦覧期間

平成26年2月7日から平成26年3月7日まで

病院局公告

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、遺体冷蔵庫について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成26年2月7日

新潟県立中央病院長 矢澤 正知

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量
遺体冷蔵庫 1式
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
平成26年3月31日(月)

(4) 納入場所

新潟県立中央病院 解剖室

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 943-0192
新潟県上越市新南町205番地
新潟県立中央病院経営課経営係
電話番号 025-522-7711 内線2323
- (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。
- (3) 応札仕様書の提出期限
平成26年2月14日(金) 午前11時00分
- 4 入開札の日時及び場所
平成26年2月18日(火) 午前10時00分
新潟県立中央病院講堂1
- 5 その他
 - (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金
免除する。
 - (3) 契約保証金
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。
 - (4) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立中央病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。
なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
 - (5) 入札の無効
本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。
 - (6) 契約書作成の要否 要
 - (7) 落札者の決定方法
本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - (8) 契約の停止等
当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。
 - (9) その他
詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、PET-CT装置について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達はWTOに基づく政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の適用を受けるものである。

平成26年2月7日

新潟県病院事業管理者 若月 道秀

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量
PET-CT装置 2式
 - (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
 - (3) 納入場所
-

新潟県立中央病院及び新発田病院

(4) 納入期限

入札説明書による。

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県病院局業務課

電話番号 025-280-5553

Eメール ngt400020@pref.niigata.lg.jp

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

平成26年3月7日(金)午後5時00分

4 入札及び開札の日時及び場所

平成26年3月20日(木)午後2時00分

新潟県庁行政庁舎16階入札室

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県病院局の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

詳細は入札説明書による。

6 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Positron emission tomography and computed tomography system [2]sets

(2) Deadline for bid submission:

2:00 P.M. March 20, 2014

(3) For more information, contact:

Facility Operation Division,

Bureau of Hospital Administration,

Niigata Prefectural Government

*address:

4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-city, Niigata

〒950-8570

JAPAN

TEL 025-280-5553

E-mail : ngt400020@pref.niigata.lg.jp

正 誤

平成25年10月11日付け新潟県告示第1184号（介護保険法による指定居宅介護支援事業者の事業廃止届）中

ページ	行	誤	正
3	5	居宅介護支援	平成25年8月22日
3	6	居宅介護支援	平成25年8月22日

平成25年10月11日付け新潟県告示第1185号（介護保険法による指定介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設の指定辞退）

3ページの

施設の名称	所在地	開設者	届出の受理年月日	辞退年月日
青柳医院	新潟県加茂市寿町9番10号	医療法人社団青柳医院	短期入所療養介護	平成25年9月30日
青柳医院	新潟県加茂市寿町9番10号	医療法人社団青柳医院	介護療養型医療施設	平成25年9月30日

は、

施設の名称	所在地	開設者	届出の受理年月日	辞退年月日
青柳医院	新潟県加茂市寿町9番10号	医療法人社団青柳医院	平成25年8月27日	平成25年9月30日

の誤り。